

青森県報

第二千七百五十九号

平成十九年

三月二十六日
(月曜日)

監査委員

監査結果に対する措置の公表

(事務局) …… 六

規 則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十三号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則(平成十二年三月青森県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

- 第一条中「第二十二條第十九号」を「第二十三條第十九号」に改める。
- 第四条中「第三十七條に」を「第四十五條に」に改め、同条を第五条とする。
- 第三条中「第三十六條第六号」を「第四十四條第六号」に改め、同条第一号中「第三十六條第二号」を「第四十四條第二号」に改め、同条第二号中「第三十六條第三号」を「第四十四條第三号」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(青森県小規模水道規制条例施行規則に基づく事務)

第三条 特例条例第四十一条第七号に規定する青森県小規模水道規制条例(昭和四十七年十二月青森県条例第四十六号)の施行に関する事務のうち、同条例の施行のための規則に基づく事務であつて、規則で定めるものは、青森県小規模水道規制条例施行規則(昭和四十八年五月青森県規則第三十六号)第十条第一項第二号の規定による定期の水質検査を行う事項の決定に関する事務とする。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

目 次

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する
 条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の
 一部を改正する規則……………(人事課) …… 一

告 示

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(団体経営改善課) …… 二
 遊漁規則の変更認可……………(水産振興課) …… 二
 右 同……………(同) …… 二
 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) …… 三
 右 同……………(同) …… 三
 右 同……………(同) …… 三
 右 同……………(同) …… 四

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) …… 四
 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) …… 五
 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) …… 五
 建設業者の許可の取消し……………(青森県土整備事務所) …… 五
 出先機関……………(同) …… 五

土地改良事業の工事の完了……………(上北地方農林水産事務所) …… 六

告 示

青森県告示第百二十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十九年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
三戸郡階上町大字道仏字浜久保二七の五三 荒谷源治	階上区域	小型定置漁業
三戸郡階上町大字道仏字榊山六の一 上長根梅雄		
西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎三四〇の六六 岸本喜三郎	深浦区域	総トン数十ト ン以上二十ト ン未満の漁船 により行うい かつり漁業
西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎一六五の二 二階初雄		
上北郡六ヶ所村大字倉内字谷地通一四の一七〇 濱田正隆	小川原湖区	底びき網を使 用して行うし じみ漁業
上北郡東北町大字大浦字家ノ前一 沼村政志		

青森県告示第百二十六号

漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）第百二十九条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

平成十九年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 漁業者の住所及び名称
十和田市大字奥瀬字中平六一の二 奥入瀬川漁業協同組合
- 二 認可年月日 平成十九年三月十六日
- 三 漁業権の免許番号 内共第四十六号
- 四 変更の内容

表題「十和田湖町漁業協同組合内共第四十六号第五種共同漁業権」を「奥入瀬川漁業協同組合内共第四十六号第五種共同漁業権」に、（目的）の第一条「十和田湖町漁業協同組合」を「奥入瀬川漁業協同組合」に、（遊漁料の額及び納付方法）の第七条「十和田湖町漁業協同組合事務所」を「奥入瀬川漁業協同組合事務所」に改め、「奥入瀬川漁業協同組合事務所（十和田市東六番町三の三六）」、「藤坂漁業協同組合事務所（十和田市大字相坂字下前川原一五一の二）」及び「六戸町漁業協同組合事務所（上北郡六戸町大字犬落瀬字明土三の六）」を削る。

様式第一号遊漁証認証の表の発行者「十和田湖町漁業協同組合」を「奥入瀬川漁業協同組合」に、様式第二号漁場監視員証の表の発行者「十和田湖町漁業協同組合」を「奥入瀬川漁業協同組合」に改める。

- 五 施行の日 平成十九年三月十六日

青森県告示第百二十七号

漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）第百二十九条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

平成十九年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 漁業者の住所及び名称
十和田市大字奥瀬字中平六一の二 奥入瀬川漁業協同組合
- 二 認可年月日 平成十九年三月十六日
- 三 漁業権の免許番号 内共第四十七号
- 四 変更の内容

表題「十和田湖町漁業協同組合内共第四十七号第五種共同漁業権」を「奥入瀬川漁業協同組合内共第四十七号第五種共同漁業権」に、(目的)の第一条「十和田湖町漁業協同組合」を「奥入瀬川漁業協同組合」に、(遊漁料の額及び納付方法)の第六条「十和田湖町漁業協同組合事務所」を「奥入瀬川漁業協同組合事務所」に改める。

様式第一号遊漁証認証の表の発行者「十和田湖町漁業協同組合」を「奥入瀬川漁業協同組合」に、様式第二号漁場監視員証の表の発行者「十和田湖町漁業協同組合」を「奥入瀬川漁業協同組合」に改める。

五 施行の日 平成十九年三月十六日

青森県告示第二百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、十和田都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十九年三月十五日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

十和田市

二 都市計画事業の種類

十和田都市計画下水道事業(十和田市公共下水道)

三 事業施行期間

昭和四十八年十月二十九日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成十七年三月三十日青森県告示第二百四十五号)の事業地に變更なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成十七年三月三十日青森県告示第二百四十五号)の事業地に十和田市大字三本木字野崎を加え、東十五番町、東十六番町、東

二十四番町、元町東二丁目、元町東四丁目、元町東五丁目、大字三本木字稲吉、字牛泊、字北平、字里ノ沢、字東小稲、大字相坂字相坂、字小林及び字長漕地内において事業地を変更する。

青森県告示第二百十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、板柳都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十九年三月十五日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

板柳町

二 都市計画事業の種類

板柳都市計画下水道事業(板柳町公共下水道)

三 事業施行期間

平成二十年十一月一日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成十五年四月四日青森県告示第一百六十四号)の事業地に北津軽郡板柳町大字赤田字桂の一部、大字辻字福田の一部並びに大字横沢字東宮元、字西岡部、字岡部、字花岡、字里見、字西里見及び字富永の各一部を加え、北津軽郡板柳町大字灰沼字東の一部、大字太田字西上林の一部、大字辻字福岡、字岸田及び字松元の各一部並びに大字三千石字木賊、字二潟、字五十嵐、字里見及び字宮内の各一部において事業地を変更する。

青森県告示第二百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、青森都市

計画道路事業の事業計画の変更を平成十九年三月十五日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画道路事業（三・四・十五号里見丸山線外一線）

三 事業施行期間

平成三年九月二十七日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

青森県告示第二百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、鱒ヶ沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十九年三月十五日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

鱒ヶ沢町

二 都市計画事業の種類

鱒ヶ沢都市計画下水道事業（鱒ヶ沢町公共下水道）

三 事業施行期間

平成八年一月二十二日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業の認可（平成十四年十月二日青森県告示第四百六十九号）の事業地に変更なし

2 使用の部分

都市計画事業の認可（平成十四年十月二日青森県告示第四百六十九号）の事業地に西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町、大字米町、大字新町、大字浜町、大字釣町、大字新地町、大字漁師町、大字舞戸町字鷺見、大字舞戸町字後家屋敷、大字舞戸町字西松島を加え、大字七ツ石町、大字舞戸町字西禿、大字舞戸町字北禿、大字舞戸町字久富、大字舞戸町字蒲生地内において事業地を変更する。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前ステーションビル

弘前市大字表町二の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 東日本旅客鉄道株式会社

東京都渋谷区代々木二丁目二の一

代表取締役 清野智

2 弘前ステーションビル株式会社

弘前市大字表町二の一

代表取締役 浅利久雄

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株 式 会 社 中 央 コ ン タ ク ト 静 岡 県 静 岡 市 葵 区 伝 馬 町 三 の 一 深 尾 ビ ル 三 階 代 表 取 締 役 社 長 藤 本 亮 吉	変 更 後	平 成 一 九 二 七
-------------	--	-------------	----------------

四 届出年月日
平成十九年三月五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十九年三月二十六日から同年七月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年七月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、高

杉地区の県営土地改良事業（かんがい排水事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年三月二十七日から同年四月二十三日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所 及び氏名（名称）
平川市館山上扇田四〇の一、四二の二、 及び八五	弘前市大字栄町一丁目二の一 鎌田 勝
平川市町居南田五六〇の二、五六一、 五六二の一、五六三の二、五六三の三、 五六四、五六五及び五八九の二	東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目六の 八 株式会社 日本マイクロニクス
東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢三及 び四〇、字愛宕九八の一の一部、字外 ノ沢三地先、字愛宕九八の一 地先	秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 マツクスバリュ東北株式会社

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 高田電気工事株式会社
- 二 代表者の氏名 高田 博明
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字大野字前田六三〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一七)第三三二三号
- 五 取消年月日 平成十九年二月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十九年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事業の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百二十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事業が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成十九年三月二十六日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事業完了年月日
十八年災農業用施設災害復旧事業 三九・一〇一	七戸町	平成一九・二・二六
三九・一〇三	"	"

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成19年2月9日付け青監査第112号で報告した監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年3月26日

青森県監査委員 林 忠 男
 同 鶴 賀 茂 世
 同 小比類巻 雅明
 同 阿 部 広 悦

監査箇所名	監査結果	措置の内容
障害福祉課	委託団体(社団法人青森県障害者福祉協会)が適正でないものがある。	今後は、関係規則等を確認の上、適正な指導を行うこととし、検査については、実績報告書等を十分確認の上とした。
社団法人青森県ろうあ協会青森聴覚障害者情報センターの管理委託	物品購入において、年度末までに物品納入されず、未払金で処理しているものがある。 時間外勤務手当において、支給金額がお誤りしているものがある。	物品購入の処理が適切でないため、臨時理事会において、この物品購入に係る代金を県に返還することとした。 臨時理事会において、職員に支給することが承認されたので、年度内に支払うこととした。
青森県住宅供給公社	預り保証金において、払込書による請求が滞延しているものがある。	今後は、手続の内部審査体制を強化し、事務処理に誤りのないよう、万全を期すこととした。
八戸臨海鉄道株式会社	子会社への出資証券がない。	子会社の定款を株式不発行会社に改める変更登記をした。

むつ小川原燃興産株式会社	売上原価において、 売給対象外の社員に 対し賞与を支給して いる。	今後は事務処理を適正に行うこ ととし、12月支給分から改善した。
	退職金において、 支給手続が適正でな いものがある。 (1) 定年において、前 の年度において、金 社員に対し退職金 の一部を支給して いる。 (2) 給対象外であ る契約社員に対して 退職金を支給して いる。	以後、退職金規程を遵守し適正 な支給手続を行うこととした。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭